出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Dianthus caryophyllus L.	Bresm516	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38029号 令和８年４月２日
Phalaenopsis Blume	国分寺(こくぶんじ)―40	有限会社国分寺洋蘭園 埼玉県北本市石戸宿五丁目248番地	第37780号 令和８年４月21日
Prunus L.	雪上(ゆきがみ)	澤田孝文 長野県長野市大字川合新田370―407	第32452号 令和８年４月20日
Rosa L.	KORsilu 05	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第37454号 令和８年４月６日
Solanum melongena L.	南九(なんきゅう)　センサNo.4号(ごう)	学校法人南九州学園 宮崎県宮崎市霧島５丁目１―２	第36807号 令和８年４月９日
〃	南九(なんきゅう)　クロサNo.6号(ごう)	〃	第36809号 令和８年４月９日

○農林水産省告示第八百二十四号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Allium cepa L.	RKF001	ナント種苗株式会社 奈良県橿原市南八木町二丁目６番４号	第34242号 令和８年３月９日

○経済産業省告示第七十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百八十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年六月二十四日から施行する。

令和八年六月二十三日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県	八戸市	令和七年十二月八日から令和八年九月二十三日まで

○国土交通省告示第七百六十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2902	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　４ＢＡ－ＶＲ38―10Ｒ35Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第七百六十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2989	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＺＫ12ＣＥ２	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地
㊎Ｇ―2990	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＢＡＺＫ12ＣＥ１	〃
㊎Ｇ―3220	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＭＫ12ＣＥ２	〃

○国土交通省告示第七百六十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3004	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ57―７Ｐ15Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ―3148	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ47―７Ｐ15Ａ	〃
㊎Ｇ―3149	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンＭＴ　６ＡＡ－ＨＲ12―ＥＭ47―ＭＭ48―７Ｐ15Ａ	〃

○国土交通省告示第七百六十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3041	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　５ＢＡ－ＱＲ25―７Ｅ52Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ―3042	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　５ＢＡ－ＶＱ35―７Ｅ52Ａ	〃

○国土交通省告示第七百六十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3076	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ２	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ―3078	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ４	〃
㊎Ｇ―3079	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　５ＢＡ－２ＮＲＦＫＥ１	〃
㊎Ｇ―3080	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ－１ＮＺＦＸＥ２	〃
㊎Ｇ―3206	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ６	〃